

9 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

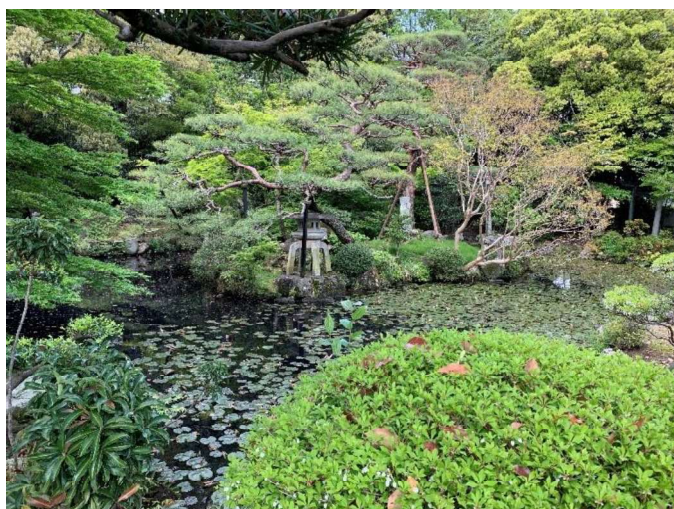
1 ごあいさつ

今月、事務所便り第122号を発行させていただきます。

昼間はまだまだ暑いですが、朝夕は少しずつですが過ごしやすくなってきたように感じます。仕事終わりに家の近所をジョギングするのも気持ちよくなっています。

今月は三重県松阪市に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**インボイス開始直前、インボイス制度開始に向けた留意事項**について、**ふるさと納税の制度改正**について 書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、松阪市の豪商の旧家の庭園を撮影した写真です)

2 インボイス開始直前、インボイス制度開始に向けた留意事項 について

これまで何度もインボイス制度について取り上げさせていただきましたが、いよいよ来月からインボイス制度が始まります。そこで国税庁が8月21日に公表した「インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項」をもとに気を付けていただきたい内容をお伝えさせていただきます。

1 9月30日までに登録申請を

制度開始のR5年10月1日よりインボイス発行事業者の登録を受けるためには、**9月30日までに所轄税務署長に対して、申請書を提出する必要があります。**

具体的には下記が提出期限になります。

電子申請	9月30日(土)の23時59分59秒までの受付
郵送	9月30日(土)の通信日付印のあるものまで
窓口提出	9月29日(金)の閉長時間(17時)まで

***9月30日は土曜日だが、10月2日(月)まで提出期限は延びない点に注意が必要です。**

2 10月1日の取引よりインボイス交付が必要

インボイス発行事業者は、制度が始まる10月1日の取引よりインボイスの交付が義務付けられます。

具体的には以下の日が10月1日以降になるとイン

ボイスの交付義務が生じることになります。

商品等のモノ の販売	出荷日や相手方の検収日など、「引 渡しの日」として合理的な日
サービスの提 供	物の引渡しを要する場合⇒「目的物 の全部を引き渡した日」 物の引渡しを要しない場合⇒「役務 の全部を完了した日」

必ずしも 10 月 1 日以降に交付する請求書等から対
応が必要となるわけではありません。

例 1 9 月中の取引について 10 月 に請求を行う場合	インボイス対 応の必要なし
例 2 9 月中に請求書を出し 10 月 に納品する場合	インボイス対 応の必要あり

***例 2 の場合ですと、納品のタイミングでインボイス
を交付するか、登録番号を通知して請求書と併せて保
存を求めるなどの対応が必要になります。**

インボイスの対応をしないといけない取引がどうか判
断に迷う場合には、インボイス対応をしておくのが無難
だと思います。



(写真は、松坂城跡で撮影した写真です)

3 10 月 1 日に登録通知が未達でも対応可

インボイスの交付対応が必要となる 10 月 1 日を迎
えても、インボイスの登録通知が届かない場合、売手
は登録通知を受けた後に、買手に登録番号を知らせる
等の事後的な対応をとることになります。

その対応策としては、次の①～③のうちいずれかの

対応をすることになります。

売手の対応

- ① 「事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に
伝え、通知後にインボイスを交付する」
- ② 「通知を受けるまでは登録番号のない請求書等
を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直
す」
- ③ 「通知後にすでに交付した請求書等との関連性
を明らかにした上で、インボイスに不足する登録
番号を書類やメール等でお知らせする」

買手の対応

上記①②③のいずれかにより **売手から受領した
インボイスや登録番号のお知らせ等を保存するこ
とで、仕入税額控除を適用できる。**

申告期限後に記載事項を満たすインボイスや登
録番号のお知らせ等を受領する場合であっても、
**事前に売手がインボイス発行事業者の登録を受け
る旨を確認できたときは、登録番号のない請求書
等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除
を行うことができる。**売手から事後的に交付され
たインボイスや登録番号のお知らせ等を保存する
ことが必要となる。

事後的にインボイスや登録番号のお知らせ等の
交付を受けることができなかった場合には、**仕入
税額控除を行った翌課税期間において、本来の控
除税額との差額を調整する。**

(少額特例の適用がある場合、インボイスの保存
は不要で仕入税額控除ができるため、こうした対
応は必要ない)

消費税の簡易課税制度を選択している場合は、上記の
買手の対応は必要ありません。簡易課税制度を選択され
ていない場合は、上記の対応をしないとイケませんので
インボイス対応をしていない領収書やレシートなどを受
け取った場合には、ご注意ください。

4 10月1日に登録通知が未達でも対応可（小売店の場合）

前頁の3の関連ですが、**売手が小売店などで取引後に個別に登録番号を知らせる等の事後的な対応が困難な場合は、HP等に登録番号を掲示等する対応をとることも可能になります。**

具体的には

- ・「HP等において「弊社の登録番号はT1234…となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」と掲示する」
- ・「買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう」

といった対応が可能になります。



（写真は、松阪城跡で撮影した写真です）

5 取引都度の番号確認は不要

売手から受領したインボイスの登録番号が有効なものか否かは、事業者が確認する必要があります。ただし、全ての取引の都度確認する必要はなく、取引の継続性などを踏まえ、その確認頻度等は事業者が判断することになります。

（判断する際の例）

新規取引先との取引は登録番号を確認し、継続的に

取引がある企業との取引では、その都度の確認はしないといった対応

*** 少額特例や2割特例、簡易課税の適用を受ける場合、インボイスを保存することなく仕入税額控除ができるため、こうした対応は不要になります。**

インボイス制度について何度も取り上げさせていただきましたが、お伝えできていない内容がまだまだございます。制度が開始されても判断に困ることが多々あると思います。その際にはお問い合わせしていただければ、内容を確認してお伝えさせていただくようにいたします。

【参考文献】

- ・週刊税務通信No.3766 「インボイス開始目前、制度過渡期の注意点は？ 国税庁 インボイス制度開始に向けた留意事項を公表」
- ・国税庁発行のリーフレット 「インボイス制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項」



（写真は、松阪城跡で撮影した写真です）

3 ふるさと納税の制度改正 について

今年10月から新しい基準によるふるさと納税が開始されます。そこで、その見直し内容についてご説明させていただきます。

1 「5割ルール」の適用厳格化

これまでは

- ・民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイ

ト」利用に関する手数料

- ・ 寄付金に関する受領証の発行事務費用
- ・ ワンストップ特例に関する申請書の受付事務費用等の経費

などは、5割以下の経費に含める必要はありませんでした。

しかし今回**回の改正で上記の含めなくてよかった経費を経費に含めないといけなくなりました。**

2 肉や米の基準明確化

返礼品として人気のある肉や米では、地場産品基準への適合性に疑義のある返礼品、具体的には、県外や海外から調達した肉を域内で保存した「熟成肉」や、県外産の米を精米して返礼品とする事例が問題になっておりました。

そこで 10 月からは熟成肉と精米は、同じ都道府県で生産されたものを原材料とするもののみが地場産品として返礼品として認められることになりました。

新聞やテレビでふるさと納税の改正について取り上げられることが増えてきていると思いますが、それは、上記1の「5割ルール」の厳格化で従来よりも寄付金額が増加することになったり、返礼品の質に影響が出るのではないかという懸念が出ているからです。

【参考文献】

- ・ 日本経済新聞 HP 「ふるさと納税、経費対象を拡大 寄付金確保しやすく」
- ・ 自民党 HP 「[10月施行] ふるさと納税 制度改正実施」



(写真は、御城番屋敷（ごじょうばんやしき）で撮影した写真です）

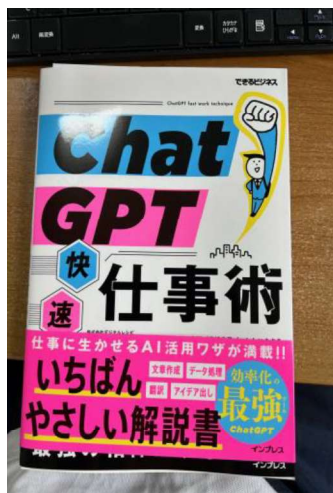
4 編集後記

今回の事務所便りに掲載している写真は、今年の春に撮影した写真です。今年の夏は非常に暑くて外出するのが危険なので、休みの日に外出することは少なくなっておりました。

このページに掲載している写真の「御城番屋敷（ごじょうばんやしき）」は、現在賃貸物件として実際に住むことができるようになっており、人気があるようで、空きが出てもすぐに次の住人が決まっている状況と地元のボランティアガイドさんからお聞きました。機会があれば、住んでみたいような気がします。

松阪駅からほぼ平坦な道で市内散策できるので、氣候のいい時に行ってみられたらと思います。

話題は変わりますが、以前から気になっていた「ChatGPT」を勉強してみようと思い、お盆休み前に書籍を2冊購入し、途中まで読み進めてから、ChatGPT にログインして遊び程度でまずは慣れていき、ゆくゆくは仕事にも活かせるようになればと思っております。



ChatGPT を効果的に利用するには、いかに具体的な質問をするかが重要なようです。仕事にも利用できるように勉強したいと思います。

エクセルで計算式などを作成する時にどのような手順で作成したらいいのかを質問すれば、業務時間が短縮できるのではないかと期待している次第です。

仕事の合間に少しずつ勉強しているので、いつ使いこなせるようになるのかは分かりませんが。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。